

## 農地転用確認手続について

○農地転用許可証を受け取られましたら、すみやかに農地転用申請書どおりの事業に着手してください。

○農地転用申請どおり完成しましたら、**農地転用確認書交付申請書**を所管の農業委員会事務局に提出してください。

○申請書を審査の上、農地転用申請どおりできているか現地を確認し、確認書を交付します。

○交付した確認書を法務局に持参し、地目を変更してください。

※転用確認を受けていないと、登記地目が農地以外のものとなっても農地法上での適用をうけることとなり、開発申請その他で支障が出る場合があります。**転用事業が完了しましたらすみやかに別紙の農地転用確認書交付申請書を今治市農業委員会事務局又は、所管支所に提出してください。**

- 添付書類
- ・ 農地転用確認書交付申請書 2 部（支所の場合は 3 部）
  - ・ 位置図（住宅地図の写し）
  - ・ 現況写真（撮影年月日、方位、範囲の記入）

今治市農業委員会